

毎月勤労統計調査に係る雇用調整助成金（中小企業緊急雇用安定助成金含む）の追加支給について【千葉労働局】

【令和元年 12 月 10 日時点】

毎月勤労統計調査をはじめとする厚生労働省が所管する統計で、長年にわたり、不適切な取り扱いをしていたことにより、国民の皆様にご迷惑をおかけしますことを、心よりお詫び申し上げます。

毎月勤労統計調査において全数調査するとしていたところを、一部抽出調査で行っていたことによる雇用調整助成金の追加のお支払いを、順次進めております。

《追加支給の進め方》

雇用調整助成金等を受給された時期により、追加支給の進め方は下記のとおりとなります。なお、追加支給業務の進捗状況については、順次、ホームページでお知らせする予定です。

1、平成 21 年度から平成 30 年度に受給された事業主の方等

- i 労働局で保存している支給申請書等により追加のお支払いの対象となることが確認できた事業主の方等に対し、順次「追加支給額のお知らせ」等を送付します。

(現時点では申し出等の連絡は不要です)

- ii お手数ですが、同封の「返答書」に口座情報など必要事項をご記入の上、労働局あてにご返送ください。
- iii 労働局にて「返答書」を受け取り、ご返答の確認ができた方から順次、追加のお支払いを実施します。

2、平成 16 年度から平成 20 年度に受給された事業主の方等

- i 一定の要件に該当する場合に追加支給の可能性があるので、**お心当たりのある事業主の方等におかれては、お申し出をお願いします**
- ii お申し出をいただき、内容確認（関係書類確認等）により追加給付の対象となることが確認できた事業主の方等から、順次、追加でお支払いを実施します。

<ご注意下さい！>

- 上記「お知らせ」は、都道府県労働局から郵便物により送付します。
それまでの間、これらの「お知らせ」をかたる郵便物にご注意ください。
- 本件に関して、都道府県労働局、ハローワーク（公共職業安定所）以外から、直接お電話や訪問をすることはありませんので、これらをかたる電話・訪問があった場合は、ご注意ください。
- 国の機関と誤認させるような名称の団体等にもご注意ください。
- 不審な電話等がありましたら、管轄の都道府県労働局、ハローワーク（公共職業安定所）にご確認ください。

《追加支給の対象となった事業主の方への「お知らせ」の送付状況》

- ・平成 26 年 8 月～現在までの間に判定基礎期間の初日がある追加支給対象分は令和元年 5 月 29 日（水）に「追加支給金額のお知らせ」を発送いたしました。

（現在、平成 21 年度～平成 23 年 7 月末までの間に判定基礎期間の初日がある場合の支給決定分の内容を確認しております）

* 助成金を受給した事業所が他県に移転した場合は、移転後の所在地の労働局にて追加のお支払いの手続きを行います。

以上